

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和6年5月15日	株式会社昴交通(法人番号8290801020986)代表者瀬戸正太	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項、道路運送車両法第49条	令和5年10月30日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項等義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(運輸規則第26条第1項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)点検整備記録簿等の記録義務違反(運輸規則第45条第2項、道路運送車両法第49条)	3	3	3	3
	福岡県糟屋郡久山町大字山田1293-1-A102	福岡県糟屋郡久山町大字山田1293-1-A102							